

平成二十四年一月三十日提出
質問 第二二三号

高レベル放射性廃棄物の最終処分地に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

高レベル放射性廃棄物の最終処分地に関する質問主意書

去る一月二十六日、政府の原子力委員会の新大綱策定会議が開かれ、その会議の席で高レベル放射性廃棄物の一時貯蔵を受け入れている青森県に対し、委員から「最終処分地とするように県民を説得するのは難しいか」と問いかけがあった。また、他の委員からも「青森県を説得できないのに、他県が受け入れるはずもない」などの発言があった。この発言は、青森県民に大きな不信感と混乱を与えてしまう結果となり、政府民主党の責任は、極めて大きいと言わざるを得ない。

従って、次の事項について質問する。

- 一 会議の中で委員から出た発言に対し、国はどのような認識を持っているのか、野田内閣の見解如何。
- 二 平成六年十二月に、国と青森県・六ヶ所村が安全協定を結び、高レベル放射性廃棄物の一時貯蔵を受け入れた。その際、一時貯蔵とは「それぞれのガラス固化体について、貯蔵管理センターに受け入れた日から三十年間から五十年間」と規定されている。最初に受け入れたガラス固化体は、平成七年の四月二十一日であるが、最初に受け入れたガラス固化体は、遅くとも一時貯蔵の青森県からいつ最終処分地に移動しなければならないのか示されたい。

三 青森県は、高レベル放射性廃棄物の一時貯蔵を受け入れているため、いつかはガラス固化体が青森県内から県外に移動し最終処分されると理解している。よって、青森県内から最後のガラス固化体が搬出されるのは、遅くともいつになるのか示されたい。

四 六ヶ所村再処理工場で発生するガラス固化体の貯蔵について、今後、青森県や六ヶ所村との間でどのように対応していくのか。また、安全協定を締結する考えはあるのか。あるとすれば、いつ締結をする考えなのか、野田内閣の見解如何。

五 四に関連し、締結するならば、ガラス固化体の貯蔵期間についても協議されるのか。協議があるとするば、その貯蔵期間についても「三十年間から五十年間」の時間が想定されるのか。またその想定は、最長何年まで一時貯蔵されることになるのか、野田内閣の見解如何。

六 高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定と最終処分場の稼働に向けて、時間も含めた今の計画に変更無く進める方針なのか。また、そのために国は今後どのように取り組むのか、野田内閣の見解如何。

七 質問主意書に対して、政府は、閣議決定を必要とし、答弁書を送付することから、改めて問いたい。高レベル放射性廃棄物の最終処分地は、青森県以外に選定することで間違いはないのか、野田内閣の見解如何。

何。

右質問する。